第三項第一号及び第三号から第六号まで、第五条第二項、並びに第三十一条第二号及び第三号	［略］	［略］	［略］
第二十一条第一項及び第六項、第二十八条第一項並びに第二十九条第一項	期間原価等項目	第三十六条第三項において読み替えられた第六条第一項に規定する変分期間原価等項目	［略］
第二十一条第一項から第四項まで及び第六項、第二十二条、第二十三条第一項（各号を除く。）、第二十八条第一項並びに第二十九条第一項	基礎原価等項目	第三十六条第三項において読み替えられた第六条第一項に規定する変分基礎原価等項目	
第二十一条第六項、第二十二条及び第二十三条第一項（第二号を除く。）	購入販売電源項目	第三十六条第三項において読み替えられた第六条第六項に規定する変分購入販売電源項目	

第三項第一号及び第三号から第六号まで、第五条第二項、並びに第三十四条第二号	［略］	［略］	［略］
第二十四条第一項及び第六項、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項	期間原価等項目	第三十九条第三項において読み替えられた第六条第一項に規定する変分期間原価等項目	［略］
第二十四条第一項から第四項まで及び第六項、第二十五条、第二十六条第一項（各号を除く。）、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項	基礎原価等項目	第三十九条第三項において読み替えられた第六条第一項に規定する変分基礎原価等項目	
第二十四条第六項、第二十五条及び第二十六条第一項（第二号を除く。）	購入販売電源項目	第三十九条第三項において読み替えられた第六条第六項に規定する変分購入販売電源項目	

第二十三条第一項第一号及び第三号	基礎原価等項目	第二十六条第一項	第二十七条
第二十三条第一項第二号	購入販売電源項目	第二十六条第一項	第二十七条
基礎原価等項目のうち額が変動するもの	購入販売電源項目のうち額が変動するもの	非ネットワーク一般販売費（額が変動する場合に限る。次項において同じ。）	接続検討料相当額（額が変動する場合に限る。）の変動額
第二十三条第一項第一号及び第三号	基礎原価等項目	第二十六条第一項	第二十七条
第二十三条第一項第二号	購入販売電源項目	第二十六条第一項	第二十七条
基礎原価等項目のうち額が変動するもの	購入販売電源項目のうち額が変動するもの	非ネットワーク一般販売費（額が変動する場合に限る。次項において同じ。）	接続検討料相当額（額が変動する場合に限る。）の変動額

第二十八条第一項及び第二十九条第一項	控除した額	第二十八条第一項、第二項及び第三項の表	第二十五条
控除した変動額	控除した額	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更	
第二十八条第一項及び第二十九条第一項	控除した額	第二十八条第一項、第二項及び第三項の表	第二十五条
控除した変動額	控除した額	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更	

第二十六条第一項第一号及び第三号	基礎原価等項目	第二十九条第一項	第三十条
第二十六条第一項第二号	購入販売電源項目	第二十九条第一項	第三十条
基礎原価等項目のうち額が変動するもの	購入販売電源項目のうち額が変動するもの	非ネットワーク一般販売費（額が変動する場合に限る。次項において同じ。）	接続検討料相当額（額が変動する場合に限る。）の変動額
第二十六条第一項第一号及び第三号	基礎原価等項目	第二十九条第一項	第三十条
第二十六条第一項第二号	購入販売電源項目	第二十九条第一項	第三十条
基礎原価等項目のうち額が変動するもの	購入販売電源項目のうち額が変動するもの	非ネットワーク一般販売費（額が変動する場合に限る。次項において同じ。）	接続検討料相当額（額が変動する場合に限る。）の変動額

第三十一条第一項及び第三十二条第一項	控除した額	第三十一条第一項、第二項及び第三項の表	第二十八条
控除した変動額	控除した額	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更	
第三十一条第一項及び第三十二条第一項	控除した額	第三十一条第一項、第二項及び第三項の表	第二十八条
控除した変動額	控除した額	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更	